



令和8年度

**スクルドエンジェル保育園
なんよう園
重要事項説明書**



◇児童憲章

- * 児童は、人として尊ばれる。
- * 児童は、社会の一員として重んぜられる。
- * 児童は、よい環境のなかで育てられる。



◇児童福祉法（児童福祉法の理念）

- * すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない。
- * すべて児童は、ひとしくその生活を保障され愛護されなければならない。

◇保育所の目的

- * 保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設のひとつで、保護者の労働や病気などで保育を必要とする乳児、または就学までの幼児を保育することを目的としています。
- * 保育所に入った子どもたちは、一日の大半の時間をここで生活することとなります。ですから、保育所では一人ひとりの子どもの欲求を満たしながら、子どもの生活である「遊び」を豊かに発展させることが保育の基本となります。

企業理念

◇「質の高い保育」を通して社会に貢献する

ご家庭と同じ様に温かく、安心できる環境でこども達を育みます。

保育理念

◇心身ともに「豊かな人間性」の基礎を培う

未来を創造する子どもたちのひらめきを大切にし、考える力・生きる力を育みます。

保育目標

◇心身ともに健康な子

◇自分で考えて行動できる子

◇友達や社会を思いやり信頼関係を築ける子

保育方針

◇一人ひとりの子どもの状況や発達過程を踏まえ、自ら伸びゆく力を支えます。

◇温かい家庭的な環境のなかで、健やかな成長を育みます。

◇さまざまな体験を通して、子どもたちの自由な発想力や思考力を大切にします。

◇家庭を支援し、地域の一員として子育てを見守り、社会とのつながりを支えます。

年齢別保育目標

- 0 歳児**・・・●落ち着いた雰囲気の中で欲求を満たし、情緒の安定を図りながら、一人一人の豊かな個性を育み、信頼関係、愛着関係を育てる。
- 個人差に留意しながら離乳の完了や歩行、発語への意欲を育む。
 - 保健的で安全な環境の中で伸び伸びと遊び、いろいろな体験を重ねて、感覚の発達を豊かにし、身の回りの物事へ興味、関心をもてるようにする。
- 1 歳児**・・・●保育士に援助されながら、基本的生活習慣の基礎が身に付く。
- 安心できる保育士との関係を築きながら、安全な環境の下で生活や遊びに取り組む。
 - 探索活動を通して、十分に聞く、見る、触れるなどの経験をし、人や周りのものへの関心をもつ。
 - 感じたことや身の回りの様々な体験を保育士に伝えようとする。
- 2 歳児**・・・●保育士等との安定した関わりの中で身の回りのことを行い、自分でできた喜びを感じる。
- 異年齢児との関わりで一緒に行動したり同じ遊びを楽しんだりすることができる。
 - 自分から体を動かすことを楽しむ。
 - 生活の中で身の回りの物の名前や簡単な数、形、色などが分かり、言葉を使って伝えたり、言葉のやり取りを楽しんだりする
- 3 歳児**・・・●衛生的で安全な環境の中で、心身共に健やかに生活し、身の回りのことが自分で行えるようになる。
- 主体的に行動することを認められ、伸び伸びと過ごす。
 - 保育士等や友達、異年齢の子どもたちとの触れ合いを通して、人との関わりやコミュニケーション力を身に付ける。
 - 文字や数、社会事象や自然に触れ興味を持つ。
- 4 歳児**・・・●保育士等や友達との関わりを深め、友達の気持ちにも気付き、集団で行動できるようになる。
- 様々なものに関わり、発見や工夫を楽しむ。
 - 友達と一緒に過ごすことを楽しみながら、生活や遊びの中で自己発揮できるようになる。
 - 集団的、協同的遊びを通し、同じ目的に向け協力し合う力を養う。
- 5 歳児**・・・●集団生活の中で意欲的に活動し、仲間との関わりを通して生きる力の基礎を培う。
- 主体的な活動を通して、疑問や発見などによる事物への関心を深める。
 - 身の回りの事象に触れ、ものの性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。
 - 自己肯定感が育ち、自分だけでなく周りの人を尊重できるようになる。

1・施設運営主体

名 称	SOU キッズケア株式会社
所 在 地	〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-12-2 朝日ビルヂング 4F-A
電 話 番 号	03-6875-9650
代 表 者 氏 名	長澤 宏昭

2・利用施設

施 設 の 種 類	認可保育所													
施 設 の 名 称	スクルドエンジェル保育園なんよう園													
施 設 の 所 在 地	〒455-0884 愛知県名古屋市港区七反野 2-1904													
連 絡 先	電 話 番 号 052-655-5692 ファックス 052-655-5693													
管 理 者	園長 伊藤 由美子													
利 用 定 員	(1) 利用定員 60 人 <table><tr><td colspan="2">子 ど も の 区 分</td><td>定 員</td></tr><tr><td colspan="2">2 号 認 定 子 ど も</td><td>30 人</td></tr><tr><td rowspan="2">3 号 認 定 子 ども</td><td>1 歳 児 以 上</td><td>24 人</td></tr><tr><td>0 歳 児</td><td>6 人</td></tr></table> (2) 地域の保育の需要等の状況から利用定員を超えて子どもを受入れる場合があります。			子 ど も の 区 分		定 員	2 号 認 定 子 ど も		30 人	3 号 認 定 子 ども	1 歳 児 以 上	24 人	0 歳 児	6 人
子 ど も の 区 分		定 員												
2 号 認 定 子 ど も		30 人												
3 号 認 定 子 ども	1 歳 児 以 上	24 人												
	0 歳 児	6 人												
認 可 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日													
施設の概要と図面	(1) 保育室ごとの面積（有効面積） 0～1 歳児 63.74 m²、 2 歳児 28.00 m²、 3～5 歳児 63.74 m² (2) 保育園全体の面積（延床面積）299.29 m² (3) 敷地面積 401.16 m² (4) 屋外遊戯場 167.20 m² (5) 建物の構造 木造 2 階建て													
保 険 に つ い て	損害保険ジャパン株式会社 生産物責任賠償保険 1 事故 10 億円 1 名 10 億円（上限） 施設賠償保険 1 事故 10 億円 1 名 10 億円（上限）													

3・施設の運営方針

スクルドエンジェル保育園なんよう園は、安心・安全で、おうちのようにリラックスして過ごせる保育園を目標に、また保護者の皆様にとっても「通ってよかった」「預けてよかった」と思っただけの保育施設でありたいと願いながら、日々の保育を行なっています。

- ☐ リトミック
- ☐ 幼児英語プログラム
- ☐ 幼児体育
- ☐ モンテッソーリを取り入れた遊び

スクルドエンジェル保育園なんよう園では、各種外部の幼児教育機関と提携しています。そのため、経験豊富な外部講師と保育士が一緒になって、お子様に合わせた質の高いプログラムを提供しています。

また、運営にあたっては、法令等を遵守するものとします。

4・保育所の職員体制とクラス編成

(1) 職務内容と配置数

職種	職務内容	常勤	非常勤
園長	保育園の管理運営を統括します。また、苦情解決者として苦情の解決にあたります。	1 人	－
主任保育士	保育内容について保育士を統括するほか、園長の補佐を行います。また、苦情の受付を行います。	1 人	－
保育士	保育計画に基づき保育を行います。また、家庭との連絡等の業務を行います。	8 人	7 人
保育補助	保育士のサポートを行います。	－	1 人
栄養士	子どもの栄養の指導等を行います。	2 人	－
調理員	給食の調理等を行います。	－	2 名
事務職員	建物や備品の保全管理や経理事務などを行います。	－	－
小児科医	定期的に子どもの内科健診を行います。	嘱託	
歯科医	定期的に子どもの歯科健診を行います。	嘱託	
備考			
1 保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。			
2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。			

(2) クラス編成と職員の配置状況

対象年齢	クラス名	児童定員数	担当保育士数	備考
0 歳児	いちご組	6 名	2 名	
1 歳児		12 名	2 名	
2 歳児	もも組	12 名	2 名	
3 歳児	ばなな組	10 名	1 名	
4 歳児	みかん組	10 名	1 名	4.5 歳合同クラス
5 歳児	ぶどう組	10 名		
備考 1 担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。				
2 担当保育士のほか、状況に応じてフリー保育士が保育を補うことがあります。				

5・保育を提供する時間及び日

当園では、教育・保育等を提供する時間及び日を次のとおり定めています。

(1) 保育時間

保育必要量の区分	対象時間
保育標準時間	7 時 30 分～18 時 30 分までの範囲内
保育短時間	8 時 30 分～16 時 30 分までの範囲内

(2) 時間外保育

保育必要量	対象時間
保育標準時間	18 時 30 分～19 時 30 分までの範囲内
保育短時間	7 時 30 分～8 時 30 分 16 時 30 分以降

(3) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで。

(国民の祝日に関する法律に定める休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除きます。)

6・提供する保育等の内容

(1) 保育の内容

子どもたちが自ら楽しんで取り組むことができるような教育を導入しています。(別紙パンフレットを参照)

(2) 1日の流れ（日課票） 状況に応じてプログラムは変更します。※排泄はお子様に合わせて行います。

	平日	土曜日
7:30	登園 / 視診 / 室内あそび	登園 / 視診 / 室内あそび
8:30		異年齢交流保育
9:00	クラス別保育 / おやつ（乳児）	おやつ（乳児）
9:30	主活動（幼児）	主活動
11:00	給食（0、1歳児）給食（2歳児）	給食（0～5歳児）
11:30	給食（幼児）	
12:00	お昼寝（乳児）	お昼寝
12:30	お昼寝（3歳児）	お昼寝
13:00	戸外または室内自由遊び（4、5歳児）	
14:20	片付け（4、5歳児）	
14:30	目覚め（0～3歳児）	おやつ
15:00	おやつ	おやつ / 戸外または室内あそび
15:30	降園 / 夕刻保育	
18:30	（戸外または室内あそび）	保育終了（～19時半）
19:30	降園終了	—

※離乳食、食物アレルギー対応食を提供し宗教食の配慮もします。

※3歳児は2月頃まで、4、5歳児は7～8月のみ午睡します。

(3) 年間行事 (予定)

4月	入園式・健康診断・春の遠足	10月	健康診断・ハロウィン・運動会
5月		11月	秋の遠足/年中・年少(公園)、年長(水族館) 秋祭り
6月	保育参観・保護者会/幼児 歯科健診・歯科指導・プール開き	12月	個人懇談/幼児 クリスマス会・生活発表会
7月	七夕会	1月	
8月	夏まつり	2月	節分会(豆まき)・名古屋市保育まつり/年長 体操発表会/幼児
9月	敬老の日会(世代間交流、老人福祉施設 訪問/年長・年中)	3月	ビデオ参観・おやつ試食会/乳児 ひなまつり会・お別れ遠足/幼児・お別れ会・卒園式

* 誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します。

* 誕生児の幼児保護者のみ参加です。年長児・年中児の誕生児保護者のみ給食試食会があります。

* 年長児はプラネタリウムに出かけます。(日程は未定)

* 乳児ビデオ参観はクラスごとに日にちが違います。



(4) 給食について

ア 園児は保育園内での活動に対して、必要な栄養量を摂取しております。

(毎月献立表を配布しますので、ご家庭での食事の参考にしてください。)

イ 給食は月～土曜日まで提供します。

昼食(主食+副食給食)と間食(午後1回、0-2歳は午前・午後各1回)を提供します。

ウ 食物アレルギーについて

食物アレルギーをお持ちのお子様はお知らせください。医師の診断、指導のもとに食事に対応を相談させていただきますので、保育園生活管理指導表が必要となります。

(5) 便宜の提供

当園は、次に掲げる便宜の提供を行います。

- ア 時間外保育
- イ その他の保育に係る行事等
- ウ おむつサブスク導入
- エ 使用済おむつは園で処理 ※無料

(6) その他の事業の実施状況

当園は、次に掲げる便宜の提供を行います。

- ア 地域子育て支援事業

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭に対する育児支援、子育てに関する相談指導や情報提供等を行います。



7・毎日持参していただくもの

いちご組 もも組 (0、1、2 歳児)	
●エプロン・・・3 枚 ハンドタオルにゴムを通して首にかけるようにする。ゴムの長さは首周りに合わせる。 (市販のものでも結構です。袖なしのものでお願い します) ●口拭きタオル・・・3 枚 (タオルハンカチ) ●手拭きタオル・・・2 枚 ハンドタオルまたはタオル 1 / 2 の大きさに端に紐をつける。 ●汚れ物入れ用ビニール袋・・・1 枚 (袋ごとお預かりもできます) (使ったエプロン、口ふき、服などを入れます) ●帽子・・・入園時購入していただきます。 ●手さげ袋・・・30 cm×38 cm くらいの大きさのもの ●水筒・・・4 月中旬から持参 (お手紙でご案内します)	

ばなな組 (3 歳児)	みかん組 (4 歳児) ぶどう組 (5 歳児)
●手拭きタオル・・・2 枚 ハンドタオルまたはタオル 1 / 2 の大きさに端に紐をつける。 ●帽子・・・入園時購入していただきます。 ●手さげ袋・・・30 cm×38 cm くらいの大きさのもの ●バレーシューズ・・・バレーシューズ袋に入れて持って来てく ださい。 ●水筒・・・4 月中旬から持参 (お手紙でご案内します) ●歯ブラシ、コップ・・・担任より声を掛けさせていただきます	●ハンカチ、ティッシュ ●歯ブラシ、コップ ●巾着袋 (ひも付き)・・・歯ブラシコップを入れます ●帽子・・・入園時に購入 ●手さげ袋・・・30 cm×38 cm くらいの大きさのもの ●バレーシューズ・・・バレーシューズ袋に入れて持って来てく ださい。 ●水筒・・・4 月中旬から持参 (お手紙でご案内します) 夏季・・・お昼寝用バスタオル 2 枚ご用意ください。 お手紙で時期になりましたらお知らせします。

★全ての持ち物には必ず見えるところにお名前の記入をお願いします。

8・週末に持ち帰るもの

【いちご 0.1 歳 もも ばなな組】 ●バスタオル 2 枚 (冬期は上掛けのみブランケット等) ☆お昼寝布団について・・・お昼寝の布団一式は、専門の業者さんと提携をし、清潔な寝具を園でご用意しております。 【全クラス共通】 ●カラー園帽子※洗濯をして、週初め登園される際にお持ちください。 【ばなな みかん ぶどう組】 バレーシューズ※お洗濯しバレーシューズ入れに入れてお持ちください

9・ロッカーで保管するもの

0 歳児～2 歳児	3 歳児以上
●身体拭きタオル・・・1 枚 ●Tシャツ・・・2～3 枚 ●ズボン・・・2～3 枚 ●紙おむつ（1 パックでお預かりします） ●パンツ・・・3～5 枚（2 歳児もも組） ●おしりふき・・・1 個 ●ビニール袋（2 5 × 3 5 cm位）・・・1 袋 （約 2 0 0 枚入り） ★毎日必ず確認して、補充をお願いします。	●パンツ・・・1 枚 ●Tシャツ・・・1 枚 ●ズボン・・・1 枚 ●靴下・・・1 組 ●汗ふきタオル・・・1 枚 ※大き目な巾着袋に入れてロッカーにて保管します。 ●ビニール袋（2 5 × 3 5 cm）約 1 0 0 枚入り・・・1 袋 ※汚れものを入れる袋

★年 1 回ご協力をお願いいたします★ご家庭で 1 セット

- ティッシュ・・・5 箱
 - ビニール袋・・・2 枚
 - 新しいぞうきん・・・2 枚
- ご協力をお願いいたします。



【お願い】

持ち物には、マジック等でわかりやすくお名前を書いてください。ただしブログに普段の様子を掲載しますので、スタイや園帽の記名する場所には十分お気を付けください。（NG:スタイの正面に大きく記名。帽子のつばの部分に記名等）



10・保育料等について

(1) 保育料について

毎月の保険料につきましては、名古屋市へお支払いください。保育料や具体的な支払方法については、お住いの市役所の保育課へお問い合わせください。

(2) 実費徴収について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので、別途お支払いいただきます。また、これらのほかにも保育の提供にあたり必要な費用をお支払いいただくことがあります。この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的や理由について、適宜書面でご案内いたしますのでご了承ください。

※月末締め翌月 27 日に口座引き落としにて徴収いたします。

ア 便宜に係る費用

種類	理由	金額	支払時期
共済費	スポーツ振興センターの保険料の保護者負担分	原則 240 円/年	入園（進級） 翌月引き落とし
主食費	3 歳以上児の主食費として	1,000 円/月	毎月
副食費	3 歳以上児の副食費として	4,500 円/月	毎月
園児用帽子		1,000 円	入園（進級） 翌月引き落とし
お道具箱	パステル（クレヨン）、ねんど、ねんどケース、ねんどべら、のり、自由画帳	約 1,500 円	3 歳児クラス
卒園アルバム	下記（3）に記載	5,800 円	5 歳児クラス

※ その他、教材費等必要経費が発生することがあります。（主に幼児クラス）

※ 副食費の免除対象者（主食費のみ負担）などについては市の通知参照

イ 時間外保育にかかる保育料

	費用	延長時間	区分
延長保育	飲食物費	1 時間	1 8 : 3 0 分を過ぎた場合 1 回 50 円
	事業の運営費	1 時間	生活保護世帯及び当該年度分（4 月～ 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が非課税の世帯に属する子ども 日額 0 円
			当該年度分（4 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が均等割のみもしくは所得割額 40,800 円未満の世帯に属する子ども 日額 100 円
			当該年度分（4 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が所得割額 40800 円以上の世帯に属する子ども 日額 200 円

短 時 間 延 長	事 業 の 運 営 費		生活保護世帯及び当該年度分（４月から８月までにあつては前年度分）市町 村民税が非課税の世帯に属する子ども （特別保育事業Ａ階層・Ｂ階層） 日額 ０ 円
		１ 時間	当該年度分（４月から８月までにあつては前年度分）市町村民税が均等割の みもしくは所得割額 40,800 円未満の世帯に属する子ども
		２ 時間	（特別保育事業Ｃ階層） 日額 100 円
		３ 時間	当該年度分（４月から８月までにあつては前年度分）市町村民税が所得割額 40,800 円以上の世帯に属する子ども （特別保育事業Ｄ階層） 日額 200 円

（３）卒園時の卒園アルバム作成にかかる費用（年長（５歳児クラス）のみ）（任意）

- ・小学校入学前の卒園の時に、全園児共通の「卒園アルバム」を作成します。それに関わる費用として、年間 5,800 円徴収させていただきます。
- ・実費徴収分と一緒に口座引き落としにてお支払い頂きます。途中退園の場合は、お支払い頂いた金額を返金し、アルバムの作成はしない事にします。

11・利用開始及び終了に関する事項

（１）保育の提供の開始

利用者の決定については市が行う利用調整による。

（２）保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

ア 小学校に就学したとき。

イ ２号認定子ども又は３号認定子どもでなくなったとき。

ウ 子どもの居住地市町村と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき。

エ 保護者から退園の申出又は転園をしたとき。

（３）退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の１カ月前までに、園長へ報告し、市役所に退園届を提出するものとします。



12・緊急時の対応について

(1) 保育中に容体の変化等があったとき

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

ア 内科、小児科

医療機関の名称	株式会社なごや産業医事務所
医 院 長 名	新井 孝典
所 在 地	〒454-0011 愛知県名古屋市中川区山王一丁目 7 番 24 号 山王ビル 3 階
電 話 番 号	050-3702-5951

イ 歯科医

医療機関の名称	大矢歯科
医 院 長 名	大矢 謙吉
所 在 地	〒455-0873 愛知県名古屋市港区春田野 2 丁目 307
電 話 番 号	052-303-3611

(2) 災害時の対応について

ア 避難場所 当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

緊急避難場所		指定避難場所	
名称	七反野第一公園	名称	福田小学校
園からの距離	230m	園からの距離	700m
所要時間	5 分	所要時間	15 分

イ 引き渡しについて

災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(3) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。



13・非常災害対策

暴風警報発令時	・保育中…園長の判断によりお迎えをお願いします。 ・開園時間以外に発令 …午前 6 時現在発令、登園見合わせてください。
警戒レベル 3 (高齢者等避難) 発令時	・登園後に発令された場合は、休園となります。避難場所まで避難させますので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えに来てください。 ・保育時間外に発令された場合、解除されるまで休園となります。
警戒レベル 4 (避難指示) 発令時	同上
特別警報発令時	同上
南海トラフ地震に 関連する情報 (臨時)	・情報の内容により保育園は休園になる場合があります。 ・登園後に休園が決定された場合は、通常の保育は中止となりますので、できる限り早くお迎えに来てください。 ・休園が決定された場合は、すみやかに園から連絡します。
避難訓練	・月に 1～2 回実施 (地震、火災、津波、不審者、SIDS 等)
非常災害用備蓄	・飲料水 (1 人 1 日あたり 3 リットル) ・非常用食料・離乳食・粉ミルク ・応急手当セット・懐中電灯・乾電池・携帯用ラジオ・ヘルメット・スコップ・ロープ・軍手 等

当園は、非常災害に備え、次の取組を行います。

防災設備の設置	・自動火災報知機 ・誘導灯 ・ガス漏れ報知機 ・非常警報装置 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 ・災害に備えての備蓄 (非常用リュックサック、拡声器、携帯ラジオ等)
避難・消火訓練	条例の規定に基づき、避難訓練 (毎月) 及び消火訓練 (毎月) を実施します。

14・要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・解決責任者 本部 外山 智 ・受付担当者 園長 伊藤 由美子 ・ご利用時間 当園開園日、開所時間内 ・電話番号 052-655-5692 ・F A X 052-655-5693 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	社会福祉法人 理事長 奥野 敏夫	電話番号	048-764-8149

※当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

15・虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

16・守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供をするにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

エ その他、保育の提供にあたり情報提供が必要なとき

保育に関する記録等、転園先の保育園などに情報提供を行う場合があります。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限り使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限り使用します。



17・保健衛生

(1) 医師による健康診断(年 2 回)

歯科医師による歯科健診(年 1 回)

身体測定(毎月 1 回)

(2) 普段と状態が異なった時は、必ず登園時に職員に状態をお話ください。

保育中に体調の変化が著しい時は、連絡をさせていただきます。

(3) 特異体質または持病をお持ちの方はお知らせください。

(4) 伝染性の病気で休んだ場合は、登園の際、感染症の種類により、医師の「意見書」又は保護者記入の「登園届」が必要です。(どちらが必要かは病名により異なりますのでその都度ご確認ください。)

(5) 与薬について

保育園での与薬については、やむを得ない場合に限り保護者からの与薬依頼に基づきお薬をお預かりいたします。

医師からの与薬指示書のご提出を必ずお願いいたします。

① 与薬指示書について

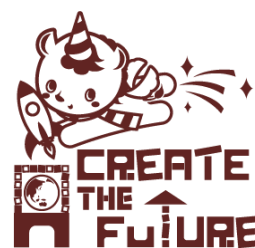
・病気や怪我で受診した時、薬を飲むことが必要と診断された場合、まず、保育園に通っていることを医師に話し、朝・夕 2 回の服用にすることが可能かどうかをたずねてください。

② 与薬依頼について

・保育中に薬を服用することが必要な場合は、登園した時に、保育所にある与薬依頼の用紙に保護者が記入の上、医師の与薬指示書と一緒に 1 回分の薬を職員に手渡してください。

(6) 感染症の対応について

感染症の拡大を防ぐために、嘔吐物や尿、糞便、血液等は感染性があるとみなし、厚生労働省から示された「保育所における感染症ガイドライン」に沿って対応していきます。



」

18・当園におけるその他の留意事項

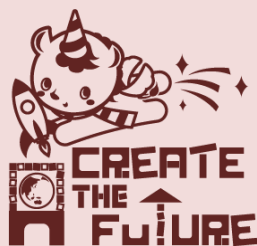
欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前 9 時までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	保育時間以外の時間の保育は、時間外保育になりますので、お迎えが遅れる場合は、あらかじめご連絡ください。
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
飲食	アレルギー事故や誤飲を防ぐ為、飲食の持ち込みは禁止しています。 登園カバンなどにも入れて置かないでください。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
不正受給について	次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行います。 (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 (2) 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。
防犯カメラについて	当園では、万が一の事故発生時の原因究明を容易・可能とすることで、園児及び保護者が、安心して当園を利用できるようにするために、園内に防犯カメラを設置しております。

19・提出していただくもの

	提出書類	提出先
1	児童票記録票	保育園
2	緊急連絡票Ⅰ	
3	緊急連絡票Ⅱ	
4	予防接種記録票	
5	重要事項説明書についての同意書	
6	(独)日本スポーツ振興センター災害共済同意書	
7	個人情報の取り扱いに関する同意書	
8	ルクミーご利用にあたっての同意書	

20・留意事項

- (1) 当該しおりの内容に基づき説明した内容について変更がある場合には、事前にご説明いたします。
- (2) 保育園でのお子様の生活がより楽しく充実したものとなるよう、保護者の皆様におかれましては、保育園の運営についてご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。



当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：スクルドエンジェル保育園なんよう園

説明者職名：園長 伊藤 由美子 (印)

私は、本書面に基づいてスクルドエンジェル保育園なんよう園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名： (印)

児童氏名：

入所児童との続柄：

